

高圧ガス販売計画書(液石)

販売所連絡先	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
販 売 の 目 的		
販 売 先 の 区 分		
販 売 先 の 区 域		
販 売 の 方 法		
販売に係る技術基準 対 応 状 況 (液石則第41条関係)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えます。 2. 充てん容器等の引渡しは外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等が無く、かつ液化石油ガスが漏えいしていないものをもって行います。 3. 充てん容器等の引き渡しは、容器再検査期間の6ヶ月以上経過していないものであり、かつ、その旨を明示したものをもって販売します。 4. 液化石油ガスを燃料(工業用燃料を除く)の用に供する消費者に販売するときには、当該販売に係る消費設備が液石則第41条第4号の基準に適合していることを確認した後に行います。 5. 配管の気密試験のための器具又は設備を整えます。 	